



埼玉県報

第 2800 号
平成 28 年(2016 年)
5 月 24 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター本庄事務所）
- 総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託に関する入札公告（総務事務センター）
- クリーニング業法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定に基づく業務従事者の講習の指定（生活衛生課）
- 東第二土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 四輪車用タイヤ 60 品目の単価契約に係る落札者等の公示（会計課）
- 県道三芳富士見線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 直接請求のための署名収集禁止期間（選挙管理委員会）
- 昭和 37 年埼玉県選管告示第 17 号（選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額）の一部を改正する告示（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第七百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人越谷市住まい・まちづくりセンター

三 代表者の氏名

若色 欣爾

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市宮本町二丁目百八十五番地十二

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県越谷市及び周辺地域において住宅地の良好な住環境の維持管理や景観まちづくりの活動を支援し、良好な地域コミュニティの醸成を推進し、住宅地の資産価値向上に寄与する。さらにこの活動を通し、住まいに関する新たなビジネスを創出し地域経済の活性化を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年五月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ファイブ・ピース
- 三 代表者の氏名 岡部 路子
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県蓮田市桜台二丁目八番二十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く市民に対し、子育て支援や子育て及び子どもの育ちを地域全体で支え合うための事業を行い、その中でさまざまな人のネットワークをつくり、多様性を認め合い、心豊かに生活できる社会を築くことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青い風

三 代表者の氏名

細野 雄一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市日の出三丁目六番十五号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、地域の要介護者、障害者等の移送介護援助を安全かつ適確に行うことにより地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、地域の要介護者、障害者等の移送介護援助を安全かつ適確に行うこと、また、介護保険に関する事業を行うことにより地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年9月1日（木）から平成31年9月30日（月）まで。ただし、平成29年度から平成31年度までにおいて、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 国、都道府県又は政令指定都市から本件業務と種類、規模が同等以上の業務の受注実績があり、誠実に履行したものであること。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 恵利川、吉田 電話048-830-2394（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月5日（火）午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月4日（月）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月4日（月）午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成28年7月5日（火）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年6月21日（火）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成28年6月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者
に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Comprehensive screening and help desk services for the Saitama
Computerized Administrative System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:00 a.m., July 5, 2016

By registered mail or in person: 4:00 p.m., July 4, 2016

(3) Contact Information:

First Approval Group, Computerized Administration Center,
Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Tel. 048-830-2394 E-mail: a2375-09@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第七七七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成二十八年九月二十五日

埼玉県川越市大字今福千二百九十五番二

川越南文化会館

ロ 平成二十八年十月二十三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十八年十一月二十日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十八年九月七日

埼玉県春日部市大沼一丁目七十六番

埼玉県春日部地方庁舎

ロ 平成二十八年十月五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十八年十一月二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

告 示

埼玉県告示第七百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年五月十八日認可した。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

東第二土地改良区

二 事務所所在地

吉見町

告 示

埼玉県告示第七百九号

測量計画機関である桶川市坂田西特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量・出来形確認測量）

三 作業地域

桶川市大字坂田西特定土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十八年五月十六日から平成二十九年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第七百十号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（都市計画図修正）

三 作業地域

白岡市一部

四 作業期間

平成二十八年四月二十一日から平成二十八年六月三十日まで

告 示

埼玉県告示第七百一十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
四輪車用タイヤ60品目の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年4月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
埼玉ジー・ワイ株式会社 埼玉県さいたま市南区内谷1丁目1番12号
- 5 落札金額
15,583,417円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月19日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

| | |
|----------------------|--|
| <p>路 線 名</p> | <p>三芳富士見線</p> |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>富士見市大字上南畑字橋下川袋二七三四 番二地先から同市大字上南畑字橋下川袋二 七三三番地先まで</p> |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>平成二十八年五月二十四日</p> |
| <p>備 考</p> | <p>平成二十七年十月九日埼玉県川 越県土整備事務所長告示第二十 七号で告示した道路区域の供用開 始である。 延長三〇・五〇メートル</p> |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年七月二十一日

指令川建セ第二七〇〇二五〇号

二 検査済証番号

平成二十八年五月十九日

川建セ第二八〇〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三千七百十七番一、三千七百十八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市箭弓町二丁目八番七号グリーンマンション一〇五

大木 茂、大木 久枝

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年五月二十四日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

| | |
|------------------------|--|
| 指定番号 | 第一号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 平成二十八年五月十六日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>飯能市大字川寺二百十八―四から 二百十八―五まで</p> <p>飯能市大字川寺二百十八―一から 二百十八―五まで</p> <p>飯能市大字笠縫四百十七―十二から 四百二十五―二まで</p> <p>飯能市大字川寺四百九十四―二</p> <p>飯能市大字笠縫九十七―十六から 二百七十九―三まで</p> <p>飯能市大字笠縫百六十四―四から 百六十四―七まで</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | <p>四十六・六</p> <p>四十五・八</p> <p>五十五・六九</p> <p>三十五・六一</p> <p>九十六・六</p> <p>二十六・〇</p> |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | <p>九・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>十二・〇</p> <p>六・〇</p> |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十六年六月十七日第七号及び平成十九年八月三十日第十号で指定した道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 槻 淳 一

| | |
|----------------------------|--|
| 取消番号 | 第一号 |
| 指定の取消しに係る道路の種類 | 建築基準法 第四十二条 第一項第四号 |
| 指定の取消しの 年 月 日 | 平成二十八年 五月十六日 |
| 指定の取消しに係る道路の位置 | 飯能市大字笠縫百六十一―二から 二百七十九―三まで 飯能市大字笠縫九十七―七から 百六十五―四まで |
| 指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル) | 三十七・〇 五十五・〇 |
| 指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル) | 四・〇 六・〇 |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年五月二十四日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

| | |
|------------------------|---|
| 指定番号 | 第二号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法 第四十二条 第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 平成二十八年 五月十六日 |
| 指定に係る道路の位置 | 飯能市大字双柳千四九一から 千四九一―二まで 飯能市大字双柳千四四一―一から 千四四一―十一まで |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 四十八・〇 二十三・八 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 八・〇 四・〇 |

告 示

埼玉県選管告示第二十五号

埼玉県の区域において参議院議員通常選挙が行われることとなったため、平成二十八年五月二十六日から参議院議員通常選挙の期日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

告 示

埼玉県選管告示第二十六号

昭和三十七年埼玉県選管告示第十七号（選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額）の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

本則中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第九十七条の二第二項に規定する要約筆記をいう。）」に改め、第四号中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後その期日を公示又は告示される選挙から適用する。